都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																
		1. 就学援助制度の周知方法																																
		(1)就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに〇）										(2)(1)のコの内容	(3)就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに〇）					(4)(3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに〇）								(6)(5)のクの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに〇）						(8)(7)のカの内容
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他		ア. 申請締切を設定し，期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており，年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており，締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. 就学援助システムを使って提出	ク. その他		ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他	
59	59	34	21	15	15	37	24	43	1	5	13	13	1	7	46	0	5	5	39	7	13	0	0	0	0	5	5	27	0	11	23	0	6	6
福島県	福島市	○	○		○	○		○							○				○									○		○	○			
福島県	会津若松市	○	○		○	○	○	○							○						○							○			○			
福島県	郡山市	○	○	○		○	○								○						○							○						
福島県	いわき市	○	○		○	○		○							○				○											○	○			
福島県	白河市	○	○	○		○	○	○							○				○														○	申請希望の有無を、卒業年度を除く小中学校全ての児童生徒の保護者に確認している。
福島県	須賀川市	○	○	○		○	○	○							○				○									○		○	○			
福島県	喜多方市	○	○				○	○							○				○									○			○			
福島県	相馬市				○	○		○							○				○															
福島県	二本松市	○			○	○		○							○				○							○	新入学児童生徒学用品費の入学前支給のみ申請書を教育委員会へ直接提出							
福島県	田村市	○		○		○		○							○				○															
福島県	南相馬市	○	○			○	○	○			○	他課で作成している子育て世帯向けのパンフレット等に案内を掲載している。			○				○											○	○			
福島県	伊達市	○	○		○	○	○	○							○						○										○			
福島県	本宮市	○			○	○	○	○							○						○										○			
福島県	桑折町	○		○			○	○			○	学校に制度の周知を行い、教諭や学校事務から該当になりそうな世帯へ声掛けを行う。			○				○											○				
福島県	国見町							○			○	小・中学校入学前の保護者へは12月ごろ幼稚園・小学校を通じて案内を配布			○				○									○						
福島県	川俣町	○					○	○							○				○									○			○			
福島県	大玉村	○			○	○					○	学校だより等に制度を掲載			○						○							○						
福島県	岩瀬郡鏡石町	○	○	○		○		○		○					○					○								○						
福島県	天栄村	○					○	○							○				○									○						
福島県	下郷町					○		○							○				○									○						
福島県	檜枝岐村										○	対象者がいないため、就学援助制度を策定していない。					○	対象者がいないため、申請期間を設定していない。								○	対象者がいないため、申請書の提出方法を設定していない。						○	対象者がいないため、周知をしていない。
福島県	只見町					○	○	○							○				○												○			
福島県	南会津町					○		○							○				○									○			○			
福島県	北塩原村	○				○	○	○							○				○												○			
福島県	西会津町	○		○		○		○							○				○									○			○			
福島県	磐梯町		○			○									○					○								○						
福島県	猪苗代町	○			○										○				○															
福島県	会津坂下町	○	○	○				○			○	小学校入学前に幼稚園を通じて就学援助制度の書類を配布する。			○					○								○						
福島県	湯川村		○			○		○							○				○												○			
福島県	柳津町						○	○							○				○									○						
福島県	三島町			○	○	○								○					○											○				
福島県	金山町	○													○						○							○						
福島県	昭和村		○	○		○	○	○						○							○							○						
福島県	会津美里町	○			○			○							○				○												○			

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																
		1. 就学援助制度の周知方法																																
		(1)就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）										(2)(1)のコの内容	(3)就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					(4)(3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）								(6)(5)のクの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						(8)(7)のカの内容
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他		ア. 申請締切を設定し，期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており，年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており，締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. 就学援助システムを使って提出	ク. その他		ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他	
59	59	34	21	15	15	37	24	43	1	5	13	13	1	7	46	0	5	5	39	7	13	0	0	0	0	5	5	27	0	11	23	0	6	6
福島県	西郷村	○		○		○	○		○						○				○															
福島県	泉崎村					○		○							○						○							○						
福島県	中島村		○	○		○	○	○							○				○											○				
福島県	矢吹町			○		○	○	○							○				○									○			○			
福島県	棚倉町	○	○			○					○	家庭環境に変化のあった家庭に対して学校を通して随意制度を案内している。			○				○									○						
福島県	矢祭町		○			○		○							○				○												○			
福島県	塙町	○			○	○	○	○						○					○														○	新入学生の説明会にて就学援助の内容説明、申請書の配布を行っている。
福島県	鮫川村	○		○				○							○				○	○											○			
福島県	石川町				○	○		○							○				○											○	○			
福島県	玉川村					○		○							○				○														○	進級時に既受給者含め在校生全員へ配布
福島県	平田村	○			○		○	○							○				○									○						
福島県	浅川町					○		○							○				○											○	○			
福島県	古殿町	○	○		○	○		○			○	年度末のPTA総会時に、教育委員会で作成した周知資料を配布。			○				○									○						
福島県	三春町							○		○					○				○												○			
福島県	小野町	○						○							○						○													
福島県	広野町		○				○	○			○	各学校を介し、全保護者に対して制度を書面で周知	○								○							○						
福島県	楢葉町						○	○		○				○					○	○								○						
福島県	富岡町										○	当町の現状は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による避難を継続しており、町内においては、小中学校無償化事業において対応している。町外においては、避難先自治体の就学援助制度を案内している。					○	当町の現状は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による避難を継続しており、町内においては、小中学校無償化事業において対応している。町外においては、避難先自治体の就学援助制度の案内を送付している。								○	当町の現状は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による避難を継続しており、町内においては、小中学校無償化事業において対応している。町外においては、避難先自治体の就学援助制度の案内を送付している。						○	当町の現状は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による避難を継続しており、町内においては、小中学校無償化事業において対応している。町外においては、避難先自治体の就学援助制度の案内を送付している。
福島県	双葉郡川内村					○	○			○	○	PTA総会で説明			○				○	○	○									○	○			
福島県	大熊町										○	該当者がいないため周知していない					○	該当者がいないため申請がない			○												○	特に工夫していることはない
福島県	双葉町	○	○							○				○						○								○						
福島県	浪江町	○	○								○	昨年度認定した世帯、小学1年生のいる世帯へ案内書類を郵送。		○							○									○	○			
福島県	葛尾村	○				○											○	全児童生徒対象に学用品やその他の費用の無償化を行っているため、募集はしていない。								○	全児童生徒対象に学用品やその他の費用の無償化を行っているため、申請書等の提出は不要。							
福島県	新地町			○		○	○	○						○					○									○						
福島県	飯舘村	○															○	被災児童生徒等就学支援事業補助金活用のため実施していない。該当しない児童生徒に無償化を実施している。								○	被災児童生徒等就学支援事業補助金活用のため実施していない。該当しない児童生徒に無償化を実施している。							

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																					
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																					
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに〇）																																					
		＜小学校＞（1）実施・検討状況について						＜小学校＞（2）（1）のカの内容	＜小学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに〇）										＜小学校＞（6）（5）のコの内容	＜小学校＞（7）（4）でア．イ．ウ．エに〇をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（8）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに〇）					＜小学校＞（9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．　8月以前	イ．　9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．　1月	キ．　2月	ク．　3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
59	59	39	4	8	2	3	3	3	39	0	0	4	0	0	0	0	1	3	12	23	0	15	11	13	11	21	14	3	0	3	5	5	0	0	2	5	1	2	3
福島県	福島市	○							○											○		○			○														
福島県	会津若松市	○							○										○			○	○	○	○	○													
福島県	郡山市	○							○											○		○	○	○		○													
福島県	いわき市	○							○										○			○	○		○														
福島県	白河市	○							○										○			○	○	○		○	○												
福島県	須賀川市	○							○									○				○	○	○		○				○									
福島県	喜多方市	○							○										○			○	○				○												
福島県	相馬市	○							○											○					○	○													
福島県	二本松市	○							○										○						○														
福島県	田村市	○							○											○						○					○	就学時健康診断結果通知の際に案内を同封							
福島県	南相馬市	○							○											○		○	○			○		○											
福島県	伊達市	○							○											○					○	○													
福島県	本宮市	○							○											○					○														
福島県	桑折町	○							○											○		○		○		○	○	○											
福島県	国見町	○							○											○							○												
福島県	川俣町			○																															○	○			
福島県	大玉村	○							○									○							○	○													
福島県	岩瀬郡鏡石町		○									○																											
福島県	天栄村	○							○											○						○	○												
福島県	下郷町			○																																	○		小・中学校に入学する児童生徒の保護者に対し入学祝い金の支給を行っているほか、学校給食費の全額補助など町独自の補助制度が充実しているため。また入学前支給後に転居などがあった場合、二重支給や支給漏れの恐れがあるため。
福島県	檜枝岐村					○																																	
福島県	只見町	○							○											○						○	○				○	1月に入学予定者のいる家庭へ保育所を通じ案内を配布している							
福島県	南会津町	○							○										○							○	○												
福島県	北塩原村	○							○											○		○					○												
福島県	西会津町	○							○											○		○		○		○													
福島県	磐梯町						○	会計処理の都合上、年度により4月上旬（入学式前）から中旬に支給している。																															
福島県	猪苗代町	○							○										○			○			○						○	就学時健康診断に説明資料の配布及び説明を行っている。							
福島県	会津坂下町	○							○											○		○	○	○			○												
福島県	湯川村	○							○											○			○			○													
福島県	柳津町		○									○																											
福島県	三島町					○																																	
福島県	金山町				○																																		
福島県	昭和村	○							○										○				○	○		○													
福島県	会津美里町	○							○									○							○														

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																			
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																			
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに〇）																																			
		＜小学校＞（1）実施・検討状況について						＜小学校＞（2）（1）のカの内容	＜小学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに〇）										＜小学校＞（6）（5）のコの内容	＜小学校＞（7）（4）でア．イ．ウ．エに〇をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（8）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに〇）					＜小学校＞（9）（8）のエ及びオの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他		ア. 令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ. 令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ. 令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ. 未定	ア.　8月以前	イ.　9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ.　1月	キ.　2月	ク.　3月	ケ.　4月初旬（入学式前）	ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ. その他			ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ.（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	
59	59	39	4	8	2	3	3	3	39	0	0	4	0	0	0	0	1	3	12	23	0	15	11	13	11	21	14	3	0	3	5	5	0	0	2	5	1	2	3
福島県	西郷村	○							○											○						○					○	上の学年に兄弟姉妹がいる場合、その保護者さんが既に認定されていれば入学前に支給している。							
福島県	泉崎村			○																																		○	一学期分支給の際に支給しているため
福島県	中島村	○							○										○				○	○		○	○												
福島県	矢吹町	○							○											○				○															
福島県	棚倉町	○							○											○							○												
福島県	矢祭町			○																															○	○			
福島県	塙町		○									○																											
福島県	鮫川村	○							○										○					○															
福島県	石川町	○							○											○				○	○	○		○											
福島県	玉川村			○																																		○	支給後に入学校の変更や、村外への転出があった際に援助費のの回収が困難であるため
福島県	平田村	○							○											○		○					○												
福島県	浅川町	○							○											○						○													
福島県	古殿町			○																																○			
福島県	三春町	○							○											○										○									
福島県	小野町	○							○										○			○					○												
福島県	広野町	○							○								○														○	住基及び避難者情報に基づき、対象学齢児がいる世帯すべてに対し周知。							
福島県	楢葉町		○									○																											
福島県	富岡町						○	当町の現状は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による避難を継続しており、町内においては、小中学校無償化事業において対応している。町外においては、避難先自治体の就学援助制度の案内を送付している。																																
福島県	双葉郡川内村	○							○											○							○			○									
福島県	大熊町					○																																	
福島県	双葉町			○																																○			
福島県	浪江町			○																																○			
福島県	葛尾村				○																																		
福島県	新地町	○							○										○					○		○													
福島県	飯舘村						○	被災児童生徒等就学支援事業補助金活用のため実施していない。該当しない児童生徒に無償化を実施している。																																

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																									
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																									
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに〇）																									
		<中学校>（1）実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									<中学校>（5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに〇）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．　8月以前	イ．　9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．　1月	キ．　2月	ク．　3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
59	59	39	4	8	2	3	3	3	39	0	0	4	0	0	0	0	1	3	14	21	0	0	2	5	1	2	3
福島県	福島市	○							○											○							
福島県	会津若松市	○							○										○								
福島県	郡山市	○							○											○							
福島県	いわき市	○							○										○								
福島県	白河市	○							○										○								
福島県	須賀川市	○							○									○									
福島県	喜多方市	○							○										○								
福島県	相馬市	○							○											○							
福島県	二本松市	○							○										○								
福島県	田村市	○							○											○							
福島県	南相馬市	○							○									○									
福島県	伊達市	○							○											○							
福島県	本宮市	○							○											○							
福島県	桑折町	○							○											○							
福島県	国見町	○							○											○							
福島県	川俣町			○																			○	○			
福島県	大玉村	○							○									○									
福島県	岩瀬郡鏡石町		○									○															
福島県	天栄村	○							○											○							
福島県	下郷町			○																					○		小・中学校に入学する児童生徒の保護者に対し入学祝い金の支給を行っているほか、学校給食費の全額補助など町独自の補助制度が充実しているため。また入学前支給後に転居などがあった場合、二重支給や支給漏れの恐れがあるため。
福島県	檜枝岐村					○																					
福島県	只見町	○							○											○							
福島県	南会津町	○							○										○								
福島県	北塩原村	○							○											○							
福島県	西会津町	○							○											○							
福島県	磐梯町						○	会計処理の都合上、年度により4月上旬（入学式前）から中旬に支給している。																			
福島県	猪苗代町	○							○										○								
福島県	会津坂下町	○							○											○							
福島県	湯川村	○							○											○							
福島県	柳津町		○									○															
福島県	三島町					○																					
福島県	金山町				○																						
福島県	昭和村	○							○										○								
福島県	会津美里町	○							○										○								

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																									
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																									
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの１つに〇）																									
		＜中学校＞（1）実施・検討状況について							＜中学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞（5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに〇）					
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	＜中学校＞（2）（1）のカの内容	ア. 令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ. 令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ. 令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ. 未定	ア.　8月以前	イ.　9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ.　1月	キ.　2月	ク.　3月	ケ.　4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	＜中学校＞（6）（5）のエ及びオの内容
59	59	39	4	8	2	3	3	3	39	0	0	4	0	0	0	0	1	3	14	21	0	0	2	5	1	2	3
福島県	西郷村	○							○											○							
福島県	泉崎村			○																						○	一学期分支給の際にまとめて支給しているため
福島県	中島村	○							○										○								
福島県	矢吹町	○							○											○							
福島県	棚倉町	○							○											○							
福島県	矢祭町			○																			○	○			
福島県	塙町		○									○															
福島県	鮫川村	○							○										○								
福島県	石川町	○							○										○								
福島県	玉川村			○																						○	支給後に入学校の変更や、村外への転出があった際に援助費のの回収が困難であるため
福島県	平田村	○							○											○							
福島県	浅川町	○							○											○							
福島県	古殿町			○																				○			
福島県	三春町	○							○											○							
福島県	小野町	○							○										○								
福島県	広野町	○							○								○										
福島県	楢葉町		○									○															
福島県	富岡町						○	当町の現状は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による避難を継続しており、町内においては、小中学校無償化事業において対応している。町外においては、避難先自治体の就学援助制度の案内を送付している。																			
福島県	双葉郡川内村	○							○											○							
福島県	大熊町					○																					
福島県	双葉町			○																				○			
福島県	浪江町			○																				○			
福島県	葛尾村				○																						
福島県	新地町	○							○										○								
福島県	飯舘村						○	被災児童生徒等就学支援事業補助金活用のため実施していない。該当しない児童生徒に無償化を実施している。																			

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																								
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4. 就学援助率
		（1） 令和6年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（2）（1）で ソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）で ツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）			
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入し	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ. 離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト. その他	係数（倍率）	係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	令和5年度
																						倍	倍			
59	59	51	53	48	49	49	53	30	27	44	46	34	32	39	30	23	12	7	0	5	8	38	0	8	2	59
福島県	福島市	○														○	○					1.3				15%未満
福島県	会津若松市	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○											15%未満
福島県	郡山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1.3				15%未満
福島県	いわき市																○					1.3				15%未満
福島県	白河市	○	○	○	○	○	○			○	○					○						1.3				15%未満
福島県	須賀川市	○	○	○	○	○	○			○	○						○				○	1.3		上記項目以外として、「その他」の項目があり、特別な理由で子供を就学させるのが困難である場合に該当する。 （東日本大震災被災者、地震等災害被災者、新型コロナによる収入減少世帯が該当している。）		10%未満
福島県	喜多方市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.4				15%未満
福島県	相馬市	○	○	○	○	○	○			○	○							○				1.2				5%未満
福島県	二本松市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1.3				15%未満
福島県	田村市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3				10%未満
福島県	南相馬市	○	○	○	○	○	○			○	○					○						1.2				15%未満
福島県	伊達市															○				○	○	1.3		その他教育委員会が特に必要があると認める者		15%未満
福島県	本宮市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○		1.3				10%未満
福島県	桑折町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.3				10%未満
福島県	国見町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					○	1.3		世帯更生貸付補助金による貸付		10%未満
福島県	川俣町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○						1.5				10%未満
福島県	大玉村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											10%未満
福島県	岩瀬郡鏡石町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○											10%未満
福島県	天栄村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.3				10%未満
福島県	下郷町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○										下郷町の要綱では、「教育長が特に認める者」として認定基準サ・シ・スがある。これは、認定基準ア～カ・ケ・コ・セに当てはまらなかった者がサ・シ・スのいずれかに当てはまる場合、認定される。	5%未満
福島県	檜枝岐村																				○			対象者がいない為。		0%未満
福島県	只見町																	○				1.3				10%未満
福島県	南会津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3				15%未満
福島県	北塩原村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○						1.3				10%未満
福島県	西会津町	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○		○				○		1.3				20%未満
福島県	磐梯町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1.3				5%未満
福島県	猪苗代町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											10%未満
福島県	会津坂下町	○	○	○	○	○	○				○														児童扶養手当受給者については、非課税もしくは町民税に係る所得割額が課されていない場合のみ該当。	5%未満
福島県	湯川村	○	○	○	○	○	○										○					1.3				10%未満
福島県	柳津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○						1.3				0%未満
福島県	三島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3				0%未満
福島県	金山町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○													0%未満
福島県	昭和村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											15%未満
福島県	会津美里町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○			○				1.3				15%未満

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																								
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4. 就学援助率
		（1）　令和6年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（2）（1）で ソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）で ツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）			
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入し	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ. 離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト. その他	係数（倍率）	係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	令和5年度
																						倍	倍			
59	59	51	53	48	49	49	53	30	27	44	46	34	32	39	30	23	12	7	0	5	8	38	0	8	2	59
福島県	西郷村	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○					1.3				15%未満
福島県	泉崎村		○				○																			10%未満
福島県	中島村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○											15%未満
福島県	矢吹町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○	○				○	○	1.3		教育委員会が援助費の支給が特に必要と認める者		10%未満
福島県	棚倉町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○						1.5				10%未満
福島県	矢祭町		○				○							○												15%未満
福島県	塙町	○	○	○	○	○	○			○							○					1.3				15%未満
福島県	鮫川村	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○											5%未満
福島県	石川町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○					1.3				10%未満
福島県	玉川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.3		教育長が特に必要と認めた者		10%未満
福島県	平田村	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○						○						5%未満
福島県	浅川町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○												10%未満
福島県	古殿町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○						1.1				10%未満
福島県	三春町	○	○		○		○					○	○	○				○				1.3				20%未満
福島県	小野町	○	○	○	○	○	○			○	○			○												15%未満
福島県	広野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3				10%未満
福島県	楢葉町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○					1				10%未満
福島県	富岡町																				○			町内においては、小中学校無償化事業において対応している。町外においては、避難先自治体の就学援助制度を案内している。		0%未満
福島県	双葉郡川内村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.3		東日本大震災等により被災し、就学が困難と認められる者		35%未満
福島県	大熊町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											0%未満
福島県	双葉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○												0%未満
福島県	浪江町	○	○				○										○					1				0%未満
福島県	葛尾村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											0%未満
福島県	新地町	○	○	○	○	○	○			○	○					○						1.2				15%未満
福島県	飯舘村		○		○	○	○																			0%未満

Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について

5. 令和6年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	
59	59	57	3	3	15	15	15	39	39	2	5	56	3	3	13	13	13	40	40	2	7	20	16	16	3	3	3	0	0	5	12	53	26	26	26	26	26	0	0	3	8	23	2	2	14	14	14	7	7	1	2	15	2	2	6	6	6	5	5	2	4	18
福島県	福島市	○						○	15500			○						○	54060													○								○																						①学用品費（福島市では「学用品費等」）＝1年生は13,230円、他学年は15,500円 ②体育実技用具費＝実費（限度額：スキー26,500円、スケート11,810円）、R5支給実績なし ③通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）＝学用品費と合わせて「学用品費等」という費目で支給。 ④修学旅行費＝実費（参加者が均等に負担すべき額が限度額）
福島県	会津若松市	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	19336																									
福島県	郡山市	○						○	11630			○						○	57060			○	○	0								○	○	6885								○			○	11000	10994															通学費：通学距離が4km以上で、公共交通機関を利用している対象者がいなかったため 医療費：こども医療で全額支給されているため、就学援助で支給していないため
福島県	いわき市	○						○	11630			○						○	57060			○	○	55320								○			○	10010	8695					○			○	11000	10991															・医療費→支給要綱では「保険診療に係る自己負担分」として掲載しているが、現在、本市においては子ども医療助成事業により、保険診療による医療費一部負担金と入院時食事療養費を助成しているため、就学援助費の実績はなし。
福島県	白河市	○						○	11630			○						○	57060			○								○	実績なし	○			○	22690	4529																									・通学費は規定しているが、別途、定期補助やスクールバスがあるため支給なし。 ・医療費は無料のため支給なし。
福島県	須賀川市	○						○	11630			○						○	57060													○	○	7625																												
福島県	喜多方市	○						○	11630			○						○	57060			○	○	0							実績なし	○	○	19414																												通学費、医療費は実績なし。
福島県	相馬市	○						○	11630			○						○	57060			○			○	40020	0																																			
福島県	二本松市	○						○	11630			○						○	57060													○	○	19943																												
福島県	田村市	○			○	11630	11630					○			○	57060	57060															○	○	9035								○			○	11000	11000															
福島県	南相馬市	○						○	11630			○						○	57060			○	○	46975																		○			○	11000	11000					○			○	14000	8053					
福島県	伊達市	○			○	11630	11055					○			○	54060	54060															○	○	23951																												
福島県	本宮市	○						○	11630			○						○	57060													○	○	18479								○						○	11000													
福島県	桑折町	○						○	11630			○						○	54060													○	○	35647								○			○	11000	11000					○			○	14000	14000					
福島県	国見町	○			○	11630	11145					○			○	54060	54060															○			○	22690	18055					○			○	11000	11000															
福島県	川俣町	○			○	11630	11630					○			○	54060	54060															○	○	15752																												
福島県	大玉村	○						○	11630			○						○	57060													○	○	11360								○						○	11000			○						○	14000			
福島県	岩瀬郡鏡石町	○						○	11630			○						○	57060													○	○	6350																												
福島県	天栄村	○						○	11630			○						○	57060																																											
福島県	下郷町	○			○	11630	10176					○			○	54060	54060					○	○	29480								○	○	0							支給対象者なしのため											○			○	14000	0				支給対象者なしのため	
福島県	檜枝岐村																																																													
福島県	只見町	○						○	11630			○						○	57060													○	○	22519																												
福島県	南会津町	○						○	11630			○						○	57060			○	○	0							実績なし	○	○	29800																												実績なし
福島県	北塩原村	○			○	11630	11630					○						○	57060													○			○	22690	0				令和5年度支給実績なし																					
福島県	西会津町	○						○	11630			○						○	54060													○	○	18817																												
福島県	磐梯町	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	22690					○						○	11000			○						○	14000			
福島県	猪苗代町	○			○	11630	11278					○			○	51060	0				実績なし											○			○	28000	20249															○			○	14000	7188					
福島県	会津坂下町	○						○	11630			○						○	57060													○	○	22690																												
福島県	湯川村	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	22690															○								○		オンライン学習通信費　1世帯当たり　年額14,000円
福島県	柳津町	○			○	11630	11630				令和6年度予算計上単価	○			○	57060	0				実績なし									○	別途定期券補助あり	○			○	22690	0				実績なし																					通学費は定期券実費を全額補助。医療費及び学校給食費は子育て支援で全額無償化。
福島県	三島町	○	○	0							実績なし	○	○	0							実績なし	○	○	0							実績なし	○	○	0							実績なし																					
福島県	金山町	○						○	11630	○	全生徒対象1人15,000円補助（町単費）									○	無償化									○	無償化									○	1人20,000円補助																					
福島県	昭和村	○						○	11420			○						○	40600													○			○	21490	21490																									
福島県	会津美里町	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	19369															○			○	12000	5238					

Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について

5. 令和6年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村	学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
59	59	57	3	3	15	15	15	39	39	2	5	56	3	3	13	13	13	40	40	2	7
福島県	西郷村	○			○	11520	11520					○			○	50600	50600				
福島県	泉崎村	○			○	11630	3876					○			○	57060	0				支給実績なし
福島県	中島村	○						○	11630			○						○	57060		
福島県	矢吹町	○			○	11630	10988					○			○	54060	54060				
福島県	棚倉町	○			○	11630	11395					○			○	57060	54060				
福島県	矢祭町	○						○	11630			○						○	54060		
福島県	塙町	○						○	11630			○						○	57060		
福島県	鮫川村	○						○	11630			○						○	57060		
福島県	石川町	○						○	11630			○						○	54060		
福島県	玉川村	○						○	11630			○						○	57060		
福島県	平田村	○						○	11630			○						○	57060		
福島県	浅川町	○						○	11630			○						○	57060		
福島県	古殿町	○						○	11630			○						○	54060		
福島県	三春町	○						○	11630			○						○	57060		
福島県	小野町	○						○	15500			○						○	57060		
福島県	広野町	○			○	11630	11630					○						○	57060		
福島県	楢葉町	○			○	11420	11408					○			○	40600	40600				
福島県	富岡町									○	無償化									○	無償化
福島県	双葉郡川内村	○						○	11630			○						○	54060		
福島県	大熊町	○						○	11630			○						○	57060		
福島県	双葉町	○			○	11630	支給実績なし					○			○	57060	支給実績なし				
福島県	浪江町	○						○	11630			○						○	57060		
福島県	葛尾村	○	○	21000								○	○	20000							
福島県	新地町	○						○	11630			○						○	57060		
福島県	飯舘村	○	○	0							実績なし	○	○	0							実績なし

都道府県	市区町村	通学費										修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
59	59	20	16	16	3	3	3	0	0	5	12	53	26	26	26	26	26	0	0	3	8
福島県	西郷村											○	○	5910							
福島県	泉崎村											○	○	22690							
福島県	中島村											○			○	22690	5244				
福島県	矢吹町											○			○	22690	3786				
福島県	棚倉町	○	○	0							実績なし	○	○	6797							
福島県	矢祭町	○			○	40020	0				実績なし	○			○	22690	4165				
福島県	塙町	○	○	0								○			○	22690	6875				
福島県	鮫川村	○	○	0								○	○	0							
福島県	石川町	○	○	0								○			○	22690	6396				
福島県	玉川村											○			○	22690	12000				
福島県	平田村											○			○	22690	22690				
福島県	浅川町											○			○	22690	5000				
福島県	古殿町	○	○	0								○			○	22690	1760				
福島県	三春町											○	○	17966							
福島県	小野町											○			○	22690	17000				
福島県	広野町											○			○	22690	22690				
福島県	楢葉町	○	○	0							対象無し	○	○	9288							
福島県	富岡町									○	無償化									○	無償化
福島県	双葉郡川内村									○	村で毎日スクールバスを利用しているため、通学費がかからない	○			○	22690	0				実績なし
福島県	大熊町	○	○	0								○			○	22690	0				
福島県	双葉町	○			○	40020	支給実績なし					○			○	22690	支給実績なし				
福島県	浪江町											○	○	9431							
福島県	葛尾村	○	○	745000								○	○	80000							
福島県	新地町											○			○	22690	3867				
福島県	飯舘村	○	○	0							実績なし	○	○	0							実績なし

都道府県	市区町村	卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	
59	59	23	2	2	14	14	14	7	7	1	2	15	2	2	6	6	6	5	5	2	4	18
福島県	西郷村																					
福島県	泉崎村																					
福島県	中島村																					学校給食費では、無料化の対象となった者について支給無し
福島県	矢吹町																					
福島県	棚倉町																					
福島県	矢祭町	○			○	11000	11000					○			○	14000	0				実績なし	
福島県	塙町	○			○	11000	11000															通学費:スクールバス利用のため該当者なし、校外活動費(宿泊なし):1~5年生※21人/23人、校外活動費(宿泊あり):異文化交流参加5年生10名分の金額、PTA会費:実家庭分、医療費:子ども医療費助成により保護者負担なし、給食費:町予算で無償
福島県	鮫川村	○						○	11000													実績がないもの 体育実技用具費、通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、クラブ活動費
福島県	石川町	○			○	11000	11000															
福島県	玉川村	○						○	11000													
福島県	平田村	○						○	11000			○						○	14000			
福島県	浅川町																					
福島県	古殿町	○			○	11000	11000					○						○	14000			
福島県	三春町	○			○	11000	11000					○						○	12000			医療費は子育て支援医療費助成事業により助成しているため実績なし。
福島県	小野町	○						○	11000			○										学用品費等は通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）を含む。1年生のみ13,230円。オンライン学習通信費については、実績がないため支給平均額が0円です。
福島県	広野町	○			○	11000	11000															学校給食については、完全無償化により実費負担なし。
福島県	楢葉町																					
福島県	富岡町									○	無償化									○	無償化	当町の就学援助規則には学用品費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、校外活動費（宿泊を伴うもの）、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、学校給食費が費目に定められているが、町内においては、要保護・準要保護児童生徒関係なく小中学校無償化事業により対応しているため、要保護・準要保護児童生徒就学援助の実績なし。町外においては、避難先自治体の就学援助制度を活用するように案内している。
福島県	双葉郡川内村																					
福島県	大熊町																					平均支給額については、就学援助の実績がないため0。 通学用品費については、2～6年生が支給対象。 医療費については、小学1年生から中学3年生が無料。
福島県	双葉町	○			○	11000	支給実績なし															特段なし
福島県	浪江町	○			○	11000	9456															
福島県	葛尾村	○	○	10000								○	○	2000								
福島県	新地町																					
福島県	飯舘村	○	○	0							実績なし	○	○	0							実績なし	実績なし

都道府県	市区町村	Ⅰ 令和6年度就学援助制度の実施について																																																													
		5. 令和6年度準要保護就学援助額																																																													6. その他
		2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																																													
		(1)費目毎の援助額																																																												(2)補足事項	就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足があればご記入ください。
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費											
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項		
59	59	57	3	3	15	15	15	39	39	2	5	56	3	3	13	13	13	40	40	2	5	20	16	16	3	3	3	0	0	5	11	56	27	27	28	28	28	0	0	3	5	24	2	2	16	16	16	6	6	1	2	15	2	2	6	6	6	5	5	2	4	20	5
福島県	福島市	○						○	27310			○						○	63000													○								○																						①学用品費（福島市では「学用品費等」）＝1年生は25,040円、他学年は27,310円 ②体育実技用具費＝実費（限度額：柔道7,650円、剣道52,900円、スキー38,030円、スケート11,810円） ③通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）＝学用品費と合わせて「学用品費等」という費目で支給。 ④修学旅行費＝実費（参加者が均等に負担すべき額が限度額）	
福島県	会津若松市	○						○	22730			○						○	63000													○			○	60910	56102																										
福島県	郡山市	○						○	22730			○						○	63000			○	○	0								○	○	61511								○			○	19800	9012															体育実技用具費：柔道（上限）7,650円・剣道（上限）52,900円・スキー（上限）38,030円 卒業アルバム代：中学校（上限）8,800円・義務教育学校（中3相当）（上限）19,800円 通学費：通学距離が4km以上で、公共交通機関を利用している対象者がいなかったため 医療費：こども医療で全額支給されているため、就学援助で支給していないため	
福島県	いわき市	○						○	22730			○						○	63000			○	○	0								○			○	60910	52168					○			○	8800	8792															・医療費→支給要綱では「保険診療に係る自己負担分」として掲載しているが、現在、本市においては子ども医療助成事業により、保険診療による医療費一部負担金と入院時食事療養費を助成しているため、就学援助費の実績はなし。	
福島県	白河市	○						○	22730			○						○	63000			○								○	実績なし	○			○	60910	57701																									・通学費は規定しているが、別途、定期補助やスクールバスがあるため支給なし。 ・医療費は無料のため支給なし。	
福島県	須賀川市	○						○	22730			○						○	63000													○	○	62452																													特になし
福島県	喜多方市	○						○	22730			○						○	63000			○	○	26560								○	○	59297																												校外活動費（宿泊を伴うもの）、医療費は実績なし。	
福島県	相馬市	○						○	22730			○						○	63000			○			○	40020	0					○			○	60910	59393																										
福島県	二本松市	○						○	22730			○						○	63000													○	○	63103																													
福島県	田村市	○			○	22730	22730					○			○	63000	63000															○	○	53234								○			○	8800	8800																
福島県	南相馬市	○						○	22730			○						○	63000			○	○	0								○			○	60910	55659					○			○	8800	8800					○			○	14000	4814						
福島県	伊達市	○			○	22730	22236					○			○	63000	63000															○	○	84597																													
福島県	本宮市	○						○	22730			○						○	63000													○	○	61998								○						○	8800														
福島県	桑折町	○						○	22730			○						○	63000													○	○	74914								○			○	8800	8800					○			○	14000	14000						
福島県	国見町	○			○	22730	22730					○			○	63000	63000															○			○	60910	54034					○			○	8800	8800																
福島県	川俣町	○			○	22730	22730					○			○	63000	63000															○	○	60910																													
福島県	大玉村	○						○	22730			○						○	63000													○	○	62138								○						○	8800			○						○	14000				
福島県	岩瀬郡鏡石町	○						○	22730			○						○	63000													○	○	55496																													
福島県	天栄村	○						○	22730			○						○	63000													○	○	90000																													
福島県	下郷町	○			○	22730	20520					○			○	63000	63000					○	○	53460								○	○	60249																		○			○	14000	0				支給対象者なしのため		他の市町村の就学援助制度の動向をみながら、要綱の改正など検討していきたい。
福島県	檜枝岐村																																																														
福島県	只見町	○						○	22730			○						○	63000													○	○	52835																													
福島県	南会津町	○						○	22730			○						○	63000			○	○	0							実績なし	○	○	61790																												実績なし	
福島県	北塩原村	○			○	11630	11630					○						○	63000													○			○	60910	60910																										
福島県	西会津町	○						○	22730			○						○	63000													○	○	57308																												特になし	特になし
福島県	磐梯町	○						○	22730			○						○	63000													○			○	80000	80000					○						○	8800			○						○	14000				
福島県	猪苗代町	○			○	22730	22401					○			○	63000	63000															○			○	70000	53019															○			○	14000	13817						
福島県	会津坂下町	○						○	22730			○						○	63000													○	○	60910																													
福島県	湯川村	○						○	22730			○						○	63000													○			○	60910	60910															○								○		オンライン学習通信費　1世帯当たり　年額14,000円	
福島県	柳津町	○			○	22730	22730				令和6年度予算計上単価	○			○	63000	0				実績なし									○	別途定期券補助あり	○			○	60910	0				実績なし																					通学費は定期券実費を全額補助。医療費及び学校給食費は子育て支援で全額無償化。	
福島県	三島町	○	○	0							実績なし	○	○	0							実績なし	○	○	0							実績なし	○	○	0							実績なし																						
福島県	金山町	○						○	22730	○	全生徒対象1人20,000円補助（町単費）									○	無償化									○	無償化									○	1人75,000円補助																						
福島県	昭和村	○						○	22320			○						○	47400													○			○	57590	57590																										
福島県	会津美里町	○						○	22730			○						○	63000													○			○	60910	46945															○			○	12000	7304						

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																			
		5. 令和6年度準要保護就学援助額																			
		2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																			
		(1)費目毎の援助額																			
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
59	59	57	3	3	15	15	15	39	39	2	5	56	3	3	13	13	13	40	40	2	5
福島県	西郷村	○			○	22510	22510					○			○	57400	57400				
福島県	泉崎村	○			○	22730	7576					○			○	63000	63000				
福島県	中島村	○						○	22730			○						○	63000		
福島県	矢吹町	○			○	22730	22402					○			○	63000	63000				
福島県	棚倉町	○			○	22730	22730					○			○	63000	63000				
福島県	矢祭町	○						○	22730			○						○	63000		
福島県	塙町	○						○	22730			○						○	63000		
福島県	鮫川村	○						○	22730			○						○	63000		
福島県	石川町	○						○	22730			○						○	63000		
福島県	玉川村	○						○	22730			○						○	63000		
福島県	平田村	○						○	22730			○						○	63000		
福島県	浅川町	○						○	22730			○						○	63000		
福島県	古殿町	○						○	22730			○						○	60000		
福島県	三春町	○						○	22730			○						○	63000		
福島県	小野町	○						○	27310			○						○	63000		
福島県	広野町	○			○	22730	22730					○						○	63000		
福島県	楢葉町	○			○	22320	8575					○			○	47400	47400				
福島県	富岡町									○	無償化									○	無償化
福島県	双葉郡川内村	○						○	22730			○						○	63000		
福島県	大熊町	○						○	22730			○						○	63000		
福島県	双葉町	○			○	22730	支給実績なし					○			○	63000	支給実績なし				
福島県	浪江町	○						○	22730			○						○	63000		
福島県	葛尾村	○	○	71500								○	○	146260							
福島県	新地町	○						○	22730			○						○	60000		
福島県	飯舘村	○	○	0							実績なし	○	○	0							実績なし

都道府県	市区町村	通学費										修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
59	59	20	16	16	3	3	3	0	0	5	11	56	27	27	28	28	28	0	0	3	5
福島県	西郷村											○	○	65000							
福島県	泉崎村											○	○	60910							
福島県	中島村											○			○	60910	52050				
福島県	矢吹町											○			○	60910	60910				
福島県	棚倉町	○	○	0							実績なし	○	○	60910							
福島県	矢祭町	○			○	80880	0				実績なし	○			○	60910	59601				
福島県	塙町	○	○	48600								○			○	60910	58900				
福島県	鮫川村	○	○	0								○	○	55597							
福島県	石川町	○	○	0								○			○	60910	60910				
福島県	玉川村											○			○	60910	60910				
福島県	平田村											○			○	60910	60910				
福島県	浅川町											○			○	60910	44500				
福島県	古殿町	○	○	0								○			○	60910	60910				
福島県	三春町											○	○	57424							
福島県	小野町											○			○	60910	55235				
福島県	広野町											○			○	60910	60910				
福島県	楢葉町	○	○	0							対象無し	○	○	52448							
福島県	富岡町									○	無償化									○	無償化
福島県	双葉郡川内村									○	村で毎日スクールバスを利用しているため、通学費がかからない	○			○	60910	60910				
福島県	大熊町	○	○	0								○			○	60910	0				
福島県	双葉町	○			○	80880	支給実績なし					○			○	60910	支給実績なし				
福島県	浪江町											○	○	22959							
福島県	葛尾村	○	○	745000								○	○	92000							
福島県	新地町											○			○	60910	60200				
福島県	飯舘村	○	○	0							実績なし	○	○	0							実績なし

都道府県	市区町村	卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										(2)補足事項	6. その他
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項		就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足があればご記入ください。
59	59	24	2	2	16	16	16	6	6	1	2	15	2	2	6	6	6	5	5	2	4	20	5
福島県	西郷村																						
福島県	泉崎村																						
福島県	中島村																					学校給食費では、無料化の対象となった者について支給無し	
福島県	矢吹町																						
福島県	棚倉町																						
福島県	矢祭町	○			○	8800	8800					○			○	14000	0				実績なし	体育実技用具費、通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、オンライン学習通信費について実績なし。	
福島県	塙町	○			○	8800	8800															校外活動費(宿泊あり):2学年異文化交流参加の6名分の金額、クラブ活動費・PTA会費:実家庭分を人数で割った金額、医療費:子ども医療費助成により保護者負担なし、給食費:町予算で無償	
福島県	鮫川村	○						○	8800													実績がないもの 体育実技用具費、通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの)	
福島県	石川町	○			○	8800	8800																
福島県	玉川村	○			○	8800	8800																
福島県	平田村	○						○	8800			○						○	14000				
福島県	浅川町																						
福島県	古殿町	○			○	8800	8800					○						○	14000				
福島県	三春町	○			○	8800	8800					○						○	12000			医療費は子育て支援医療費助成事業により助成しているため、実績なし。	
福島県	小野町	○						○	8800			○										学用品費等は通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）を含む。1年生のみ25,040円。オンライン学習通信費については、実績がないため支給平均額が0円です。	
福島県	広野町	○			○	8800	8800															学校給食については、完全無償化により実費負担なし。	
福島県	楢葉町																						
福島県	富岡町									○	無償化									○	無償化	当町の就学援助規則には学用品費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、校外活動費（宿泊を伴うもの）、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、学校給食費が費目に定められているが、町内においては、要保護・準要保護児童生徒関係なく小中学校無償化事業により対応しているため、要保護・準要保護児童生徒就学援助の実績なし。町外においては、避難先自治体の就学援助制度を活用するように案内している。	
福島県	双葉郡川内村	○			○	8880	5013																就学援助の金額の基準については、毎年文科省より配られる予算単価等一覧を参考にしている。物価高騰への対策は行政の別部署が行っているため、就学援助では実施していない。
福島県	大熊町																					平均支給額については、就学援助の実績がないため0。 通学用品費については、2年生及び3年生が支給対象。 医療費については、小学1年生から中学3年生が無料。	
福島県	双葉町	○			○	8800	支給実績なし															特段なし	※被災児童生徒就学援助以外の支給実績はございません。
福島県	浪江町	○			○	8800	8800																
福島県	葛尾村	○	○	20000								○	○	2000									
福島県	新地町																						
福島県	飯舘村	○	○	0							実績なし	○	○	0							実績なし	実績なし	